こどもまんなか
こども家庭庁

【資料2】

こども政策全体の中での
障害児施策について

令和８年１０月

こども家庭庁支援局障害児支援課

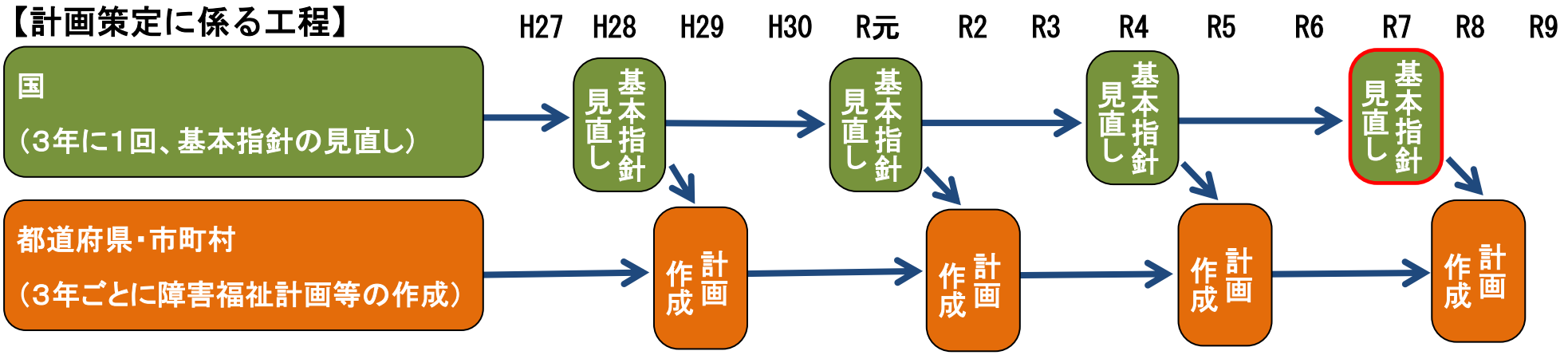
最近の主な動向
～障害児施策の動向について～

こどもまんなか
こども家庭庁

障害福祉計画及び障害児福祉計画について（概要）

第148回障害者部会（R7.7.24）
資料１より抜粋

基本指針について
・基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
・また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
・障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
・第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画（令和９～11年度）を作成するための基本指針は令和７年度内の告示を想定。



※ 障害福祉計画等は、３年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後　概要

第154回障害者部会、
第18回障害児支援部会（R8.1.19）
資料１-１より抜粋

１．基本指針について

○　「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
○　都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則３か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
○　第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和８年３月に告示予定。
　計画期間は令和９年４月～令和12年３月※。

※　3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

２．本指針の構成

第一　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

一　基本的理念
二　障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
三　相談支援に関する基本的考え方
四　障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
五　障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方　【新規】

第二　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

一　福祉施設の入所者の地域生活への移行
二　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
三　福祉施設から一般就労への移行等
四　障害児支援の提供体制の整備等
五　地域生活支援の充実
六　相談支援体制の充実・強化等
七　障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上【新規】
八　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三　計画の作成に関する事項

一　計画の作成に関する基本的事項
二　市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
三　都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
四　その他

第四　その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

一　障害者等に対する虐待の防止
二　意思決定支援の促進
三　障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
四　障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
五　障害を理由とする差別の解消の推進
六　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- 希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- 施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- 入所施設における居室の個室化等の推進

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③福祉施設から一般就労への移行等
- 就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- 就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④障害児支援の提供体制の整備等
- 地域支援体制の構築に係る成果目標について、４つの中核機能の確保を行うよう見直し
- インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- 強度行動障害を有する障害児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤地域における相談支援体制の充実強化
- 基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- 医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- 協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性の向上
- 介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- 人材確保やケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- 障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦障害福祉サービスの質の確保
- 就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- 障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- 障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載

⑧きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
- 様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- 意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- 意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- 障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨高次脳機能障害者に対する支援
- 高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩人口減少地域におけるサービスの維持・確保
- 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫住宅セーフティネット制度との連携
- 住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬地域差の是正・指定の在り方等
- 地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用の要請
- 重度障害者について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭障害者等に対する虐待の防止等
- 自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- 希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮障害者スポーツによる社会参加等の促進
- スポーツを通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保
- 災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- 施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

4. 成果目標（計画期間が終了する令和11年度末の目標）

①施設入所者の地域生活への移行
- 地域移行者数：令和７年度末施設入所者数の６％以上
- 施設入所者数：令和７年度末の５％以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- 精神病床における１年以上入院患者数
- 精神病床への30日以上の再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下 【新規】
- 心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上 【新規】
- K６により住民のこころの状態を把握 【新規】

③福祉施設から一般就労への移行等
- 一般就労への移行者数：令和６年度実績の1.31倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所：就労移行支援事業所の５割以上
- 就労定着支援事業の利用者数：令和６年度末実績の1.47倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合：２割５分以上
- 協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上 【新規】
- 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④障害児支援の提供体制の整備等
- ４つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 【新規】
- 難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- 主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④障害児支援の提供体制の整備等（続き）
- 医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- 障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- 障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域 【新規】
- 強度行動障害を有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備 ：各市町村又は圏域 【新規】

⑤地域生活支援の充実
- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥相談支援体制の充実・強化等
- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- 相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする 【新規】

⑦障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上
- 人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 【新規】
- 生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 【新規】
- 都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- 各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度１回）を100%とする 【新規】

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

（都道府県・市町村）

○ 居宅介護の利用者数、利用時間数　○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
○ 同行援護の利用者数、利用時間数　○ 行動援護の利用者数、利用時間数
○ 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数　○ 生活介護の利用者数、利用日数
○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数　○ 就労選択支援の利用者数
○ 就労移行支援の利用者数、利用日数　○ 就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の利用者数、利用日数
○ 就労定着支援の利用者数　○ 療養介護の利用者数
○ 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
○ 自立生活援助の利用者数　○ 共同生活援助の利用者数
○ 施設入所支援の利用者数　○ 施設における居室の個室化等の取組状況【新規】
○ 計画相談支援の利用者数　○ 地域移行支援の利用者数　○ 地域定着支援の利用者数
○ 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数【新規】

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

（都道府県・市町村）

○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
○ 心のサポーター養成研修実施回数【新規】　○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】
○ 精神障害者の地域移行支援の利用者数　○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
○ 精神障害者の共同生活援助の利用者数　○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
○ 精神障害者の自立訓練（生活訓練）　○ 精神障害者の短期入所の利用者数【新規】

（都道府県）

○ 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

（都道府県・市町村）

○ 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

（都道府県）

○ 障害者に対する職業訓練の受講者数
○ 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
○ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
○ 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

（都道府県・市町村）

○ 発達障害者地域支援協議会の開催回数　○発達障害者支援センターによる相談支援の件数
○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
○ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
○ ペアレントメンターの人数　○ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援　【新規】

（都道府県）

○ 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数　【新規】
○ 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数　【新規】
○ 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数　【新規】
○ 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数　【新規】
○ 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数　【新規】

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

（都道府県・市町村）

○ 児童発達支援の利用児童数、利用日数　○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
○ 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数　○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
○ 障害児相談支援の利用児童数
○ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

（都道府県）

○ 福祉型障害児入所施設の利用児童数　○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
○ 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

（都道府県）

○ 都道府県における相談支援の体制整備の取組　【新規】

（市町村）

○ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
○ 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
○ 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
○ 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

（都道府県）

○ 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
○ 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
○ 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数　【新規】
○ 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合　【新規】

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

（市町村）

○ 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
○ 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

（都道府県・市町村）

○ 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

医療的ケア児について

医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）概要

【定義】

＜医療的ケア児等＞

① 医療的ケア児（日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。））

② ①であった者であって、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である者

③ 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者

＜重症心身障害者＞

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（そのうち児童である者は重症心身障害児）

【基本理念】

1 基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を社会全体で支援

2 医療的ケア児等及び重症心身障害者ではない者と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援、個々の状況に応じ、医療・保健・福祉・教育・労働・防災等の関係機関等の相互緊密な連携の下、切れ目なく支援

3 18歳以降も切れ目なく保健医療・福祉サービスを受けながら、希望する地域において日常生活・社会生活を営むことができるよう支援

4 本人と保護者の意思を最大限に尊重した施策

5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

【支援施策等】

＜国・地方公共団体による措置＞：講じた施策に関する資料の作成及び公表、保育を行う体制の拡充、社会的養護に係る体制の拡充、教育を行う体制の拡充、日常生活における支援、切れ目ない医療の提供、就労の支援、住居の確保、相談体制の整備等、情報共有の促進、広報啓発、人材の確保、医療的ケアの提供の在り方についての見直し、研究開発等の推進、地域格差の是正のための検証等

＜保育所・学校の設置者等による措置＞：保育所等における看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士・介護従事者等の配置、学校等における看護師等又は介護従事者の配置

＜医療的ケア児等支援センター（都道府県、指定都市、特別区等が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）＞：医療的ケア児等及び重症心身害者並びにそれらの家族の相談に応じ、情報の提供、助言その他の支援、関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整並びに個別避難計画の作成についての協力及び災害時における市町村と連携した情報の提供等を行う

＜医療的ケア児等支援地域協議会（都道府県、指定都市、特別区等が設置可能）＞：医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族の支援の体制の整備を図るため、関係者等により構成される協議会を設置する

※医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第77号。令和8年7月31日公布、令和9年4月1日施行）により改正。

※検討規定：同法の施行後3年を目途とした実施状況等を勘案した検討、実態把握のための具体的な方策の検討及び災害時における支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律　概要

（改正後の題名：医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律）

〔該当条項〕

背　景

令和３年に制定された本法律により、医療的ケア児が保育園や学校へ通いやすくなるなど、１８歳未満の児童に対する必要な支援は徐々に整ってきている。一方で、①医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大（同様の支援を必要とする重症心身障害者についても支援対象とする）、②レスパイト・就労支援等の支援施策の充実、③医療的ケア児支援センターの強化など、この間に明らかになった新たな課題に対応するための法改正が必要とされた。

基本理念の充実

○　基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むこと〔３条１項〕
○　１８歳に達した後等も、切れ目なく適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら、希望する地域において日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること〔３条３項〕

支援対象の拡大・支援施策の充実等

１　医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大

○　医療的ケア児等（右記②・③の者）
○　重症心身障害者
を支援対象に追加〔２条３項・４項〕

【医療的ケア児等】
①　医療的ケア児
②　①であった者であって、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であるもの
③　日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者

【重症心身障害者】重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（そのうち児童である者は重症心身障害児）

２　支援施策の充実

【保育・教育等】①喀痰（かくたん）吸引等を行うことができる介護従事者の配置〔９条２項・３項、10 条2項〕、②社会的養護体制の拡充〔9条の2〕、③生涯学習の推進〔10 条3項〕
【生活・就労等】①日常生活支援（レスパイト・通学支援等）〔11 条〕、②切れ目ない医療の提供〔11 条の2〕、③就労支援〔11 条の3〕、④住居の確保〔11 条の4〕、⑤ピアサポート〔12 条2項〕
【人材確保等】①支援に係る研修の実施方法の見直し〔20 条〕②医療的ケアの提供の在り方の見直し〔20 条の2〕

３　医療的ケア児等支援センターの強化等〔14 条〕

①　都道府県知事に加え、指定都市、中核市その他の政令で定める市、特別区の長も設置可
②　進行性の疾病を有する者等についても相談支援の対象
③　災害時への備え・対応
そのほか、「医療的ケア児等支援地域協議会」の新設（協議会の協議結果について尊重義務）〔18 条の2〕

【その他】支援に関して講じた施策に係る公表等（国・地方公共団体）〔8条の2〕、地域格差の是正のための検証等〔22 条〕

【施行】令和９年４月１日　　**【見直し】**この法律の施行後３年

令和９年度障害福祉報酬改定

障害福祉報酬改定検討チームについて

障害福祉サービス等に係る報酬について、報酬改定の検討を行うため、「障害福祉報酬改定検討チーム」を開催し、アドバイザーとして有識者の参画を求めて、公開の場で検討を行う。

主査　厚生労働大臣政務官
副主査　厚生労働省障害保健福祉部長
副主査補　こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当）
構成員　厚生労働省
　障害福祉保健部
　企画課長
　障害福祉課長
　精神・障害保健課長
　地域生活・発達障害者支援室長
　職業安定局　障害者雇用対策課長　（オブザーバー）
　こども家庭庁支援局　障害児支援課長

アドバイザー（11名）　※検討過程の客観性・透明性の担保のために参画

- 有村　大士　日本社会事業大学社会福祉学部教授
- 井出　健二郎　兵庫県立大学大学院経営専門職医療介護マネジメント教授
- 岩崎　香　早稲田大学人間科学学術院教授
- 薄田　寛　千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課長
- 小澤　温　筑波大学名誉教授
- 佐藤　香　東京大学名誉教授
- 田村　和宏　立命館大学産業社会学部現代社会学科教授
- 野澤　和弘　一般社団法人スローコミュニケーション代表、植草学園大学副学長（教授）、毎日新聞客員編集委員
- 橋本　美枝　医療法人社団聖母会成田地域生活支援センター統括施設長
- 松原　由美　早稲田大学人間科学学術院教授
- 渡邉　隼　京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課長

※ 主査が必要と認める時は、関係者から意見を聞くことができる。

【検討項目】

（１）障害福祉報酬改定の基礎資料を得るための各種調査

（２）令和９年度障害福祉報酬改定

等

【令和９年度報酬改定チーム検討スケジュール（イメージ）】

令和８年４月28日（火）	今後の検討の進め方について
６月～８月	関係団体ヒアリング（計６回程度開催）
８月末頃	関係団体ヒアリングの意見まとめ、主な論点案
９月～10月	各サービスの報酬等の在り方について検討
11月	サービス横断的な報酬等の在り方について検討
12月	報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ
令和９年２月	障害福祉報酬改定案のとりまとめ

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

こどもまんなか
こども家庭庁

障害福祉報酬改定検討チーム	
第65回（R8.10.5）	資料

障害児支援に係る報酬・基準について≪論点等≫

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和９年度障害福祉等報酬改定（障害児支援①）

R8.10.5現在

１．障害児支援全般について

○ 障害児支援における研修体系の創設及び制度化

・障害児支援の研修体系を創設。令和９年４月より「障害児支援基礎・実践研修」を開始
・運営基準上、事業者に対して本研修を実施するための措置を講じることを求める
・全ての常勤職員に受講を求め、非常勤職員は異なる枠組みによる受講を求める
・外部研修の受講に伴い、人員基準の柔軟な取扱いの検討

○ 個別支援計画作成におけるチーム協働の推進と役割の明確化

・個別支援計画の作成について、児童発達支援管理責任者を中心にチーム協働で作成することの明確化（原案作成プロセスの一部を一般職員が担うことができることを明確化）

○ 強度行動障害の状態にあるこどもへの段階的な支援の推進

・就学児サポート調査票と強度行動障害判定基準表の整理・統合による一体的な運用方法を明確化

２．児童発達支援・放課後等デイサービスについて

○ 質の高い発達支援の提供の推進

① チーム支援の推進に向けた事業所全体の支援体制の評価

・現行の児童指導員等加配加算・専門的支援体制加算の統合・再編
・複数の評価項目を総合的に評価し、事業所全体の支援体制を評価

○ 支援ニーズの高い児への支援の充実

② 医療的ケア児・重症心身障害児の受入れ促進に向けた取組への評価の充実

・円滑な受入れに向けた事業所間の連携・情報共有等の評価
・外部の看護職員の活用促進（医療連携体制加算の更なる評価）

③ 医療的ケア児・重症心身障害児の安全な受け入れ体制の整備

・安全に受け入れるための体制や取組（多職種連携、医療安全管理等）を評価

④ 高次脳機能障害を有する児への支援の充実

・高次脳機能障害を有するこどもに対する支援について加算を創設

○ 児童発達支援センターの機能強化等

⑤ 地域支援を軸とした中核機能強化加算の在り方の見直し

・地域支援を軸とした評価の在り方の見直し
・中核機能強化職員等の配置の在り方の見直し

⑥ 児童発達支援センターにおける外部搬入による食事提供

・外部搬入による食事提供における留意点や基準の取扱い等を整理

○ インクルージョンの推進

⑦ 学齢期におけるインクルージョンの推進

・放課後等デイサービスと放課後児童クラブ等との一体的な運用

⑧ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおける地域支援機能の強化

・通所事業所が保育所等へ訪問して行う支援を関係機関連携加算として評価（一定の実務経験を有する職員による実施と訪問時の人員配置の取扱い）

⑨ 地域における活動参加及び居場所の充実に向けた連携強化

・関係機関連携加算における連携先の拡充（多様な活動・居場所等との連携）

○ 家族支援の充実

⑩ 家族支援の更なる充実

・緊急的・突発的な相談かつ関係機関や必要な支援の調整等の対応への評価

○ その他

⑪ 高校卒業後における円滑な接続・移行支援の充実

・関係機関連携加算について、評価対象を一般就労への移行に限らず、障害福祉サービス等へ拡大及び算定回数の見直し

⑫ 職員の休暇に伴う人員配置の取扱い

・職員が法定休暇を取得する際の人員基準上の取扱いの見直し（管理者又は児童発達支援管理責任者が直接支援に関与することを前提）

3．居宅訪問型児童発達支援について

○ 医療的ケア児・重症心身障害児等に対する切れ目のない支援の推進
・通所移行支援加算の算定上限回数の見直し

4．保育所等訪問支援について

○ 訪問支援員の基準の見直し
・訪問支援員の質の確保を図る観点から、一定の実務経験を要件化（経過措置を検討）

○ 保育所等訪問支援における併設施設への訪問に係る報酬評価
・保育所等と児童発達支援事業所が併設され、一体的な支援が可能な環境において、当該保育所等と児童発達支援事業所を併行利用しているこどもに係る支援について、保育所等訪問支援としての評価の在り方を整理

5．障害児入所施設について

○ こどもの状態像に応じた支援体制の整備
・福祉型入所施設の類型の一本化

○ 重症心身障害児に対する発達支援の充実
・主たる重症心身障害児施設における保育士等配置の見直し

○ 家庭的な養育環境の充実
・福祉型におけるより家庭的な養育環境への評価（小規模グループケア、サテライト型の見直し）
・医療型におけるサテライト型の創設

○ 支援ニーズの高い児童への支援の充実
・被虐待経験のあるこどもなど複合的で高度なケアニーズを有するこども、医療的ケア児、視覚・聴覚・言語機能障害・高次脳機能障害を有するこどもに対する評価

○ 家族支援の充実
・包括的に家族支援を専門的に担う職員配置への評価

○関係機関との連携及び地域支援機能の充実
・ソーシャルワーカーの役割の見直し
・入所前から退所後までを見据えた継続的な連携及び調整の評価（移行支援関係機関連携加算の見直し）

インクルージョン推進に向けた関係者懇談会

インクルージョン推進に向けた関係者懇談会　【概要】

１．開催の目的

こども基本法及びこども大綱が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向け、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、全てのこどもの権利が保障され、誰一人取り残されない社会づくりが求められている。保育、学校教育、放課後児童対策、障害児支援など各分野においてインクルージョンの取組が進められているが、今後は分野横断的な視点による連携の一層の強化が必要である。このため、関係分野の実践や課題を共有するとともに、「こどもの最善の利益」を第一に、分野を越えた連携の促進について意見交換を行うため、こども家庭庁及び文部科学省の合同により、令和８年７月24日に本懇談会を開催した。

２．懇談会の構成

こども家庭庁成育局長・支援局長、文部科学省初等中等教育局長が関係者を参集して開催

【参加団体】　※五十音順
- 一般財団法人全日本私立幼稚園連合会
- 一般社団法人全国児童発達支援協議会
- 一般社団法人全国保育連盟放課後部会
- 一般社団法人社会的養育地域支援ネットワーク
- 岐阜県飛騨市
- 公益財団法人日本知的障害者福祉協会
- 社会福祉法人日本保育協会
- 全国学童保育連絡協議会
- 全国国公立幼稚園・こども園長会
- 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会
- 全国特別支援学校長会
- 全国特別支援教育推進連盟
- 特定非営利活動法人全国認定こども園協会
- 三重県
- 宮崎県高千穂町

３．意見交換の主な視点

（１）現場で特に大切にしていること
（２）他分野と連携する上で感じている難しさや課題
（３）他分野と連携する上でうまくいった工夫
（４）今後、分野を越えて共有・連携していきたいこと



～懇談会中の様子～

インクルージョン推進に向けた関係者懇談会（令和８年７月24日開催）の主なご意見

（１）インクルージョンの考え方について

・「多様な幼児が学び合う場」の中で、一人一人の異なる個性を受け止め、安心して自己発揮できる環境づくりが重要。
・「目の前にいるその子に今何が必要なのか」を丁寧に見極め、こどもと家族にとって安心できる環境や選択肢を保障することが重要。
・「みんなが違う」ことを前提に、多様な背景やニーズのあるこどもたちが共に育ち、多様性に出会うこと自体が大変尊い。
・インクルージョンという言葉だけが先行するのではなく、一人一人のこどもにふさわしい環境づくりや経験の機会を保障することが大切。

（２）インクルージョンの実現に向けた実践について

・一人一人が今どこにいて何を求めているのかを見取る「幼児理解」の精度を高めることが保育・教育の基盤。
・個々のこどもに応じた環境づくりやスモールステップの取組を通じて、主体的な参加を支えることが重要。
・「こどもはみんなこども」であり、家庭や育ちの背景も含めて理解しながら育ち合う環境づくりが大切。
・児童発達支援には、家族の思いにも寄り添いながら、保育所や幼稚園と一緒にこどもを育て、専門性を前面に出すのではなく共に歩んでいくことが重要。

（３）現場で感じている課題について

・保育所等訪問支援等の充実に伴い、複数の訪問対応や調整等による現場の多忙化が課題。
・個別の支援計画等の作成と、保育・教育実践との両立に苦労している。
・放課後児童クラブ等では、スペースや人員体制の制約が大きく、多様なニーズへの対応に課題がある。
・医療的ケア児等の受入れが進む中、安心して支援できる体制づくりが求められる。

（４）分野横断での連携について

・保育・教育・福祉・医療等は制度や重視する視点が異なり、互いの実践や考え方を理解し、尊重することが連携の第一歩。
・地域の協議会などを通じ、これまで知らなかったお互いの実情や考え方を共有できるようになったことは大きな前進。
・こどもや家族を中心に据え、関係機関が同じテーブルで状況や環境を共有しながら支援を考えていくことが重要。
・「大人も一緒になる」という視点のもと、それぞれの保育観や実践をリスペクトしながら連携を深めていくことが必要。

（５）今後期待される取組について

・「チームとしてどうやって多様なこどもたちを支えるか」という視点を共有し、地域全体で支える体制づくりを進める。
・保育・教育・福祉・医療等の関係者が継続的に対話し、学び合う機会を充実させる。
・情報共有や支援計画の連携・共通理解を図りやすい仕組みづくりを進める。
・自治体によるコーディネート機能を強化し、切れ目のない支援体制を構築する。

おわりに

障害児支援の今後の方向性について

○　全てのこどもの権利を尊重し、こどもと家族のウェルビーイングを中心に据えて、それぞれのニーズに応じた質の高い支援を提供する。
○　障害の有無に関わらず、すべてのこどもが共に育ち、こどもと家族が共に安心して暮らせる環境づくりを進める。

1．支援の質の向上・地域支援体制整備

○ 障害児支援の人材育成の研修体系の段階的な運用
○ 児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制整備の推進
○ 各種調査等を踏まえた、児童発達支援・放課後等デイサービスの課題等についての検討
○ 障害児入所施設の今後の見直しに向けた検討
○ 国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることによる地域の支援体制の整備の促進

2．障害特性に応じた支援の推進

○ 改正医療的ケア児・者支援法を踏まえた、医療的ケア児・重症心身障害児への支援の推進
○ 聴覚障害児・視覚障害児への支援の推進に向けた実態把握
○ 強度行動障害の状態にある児の状態像に応じた段階的な取組
○ 高次脳機能障害者支援法を踏まえた、高次脳機能障害を有する児への支援の推進に向けた実態把握
○ 発達障害等の診断の有無に関わらず、児の発達の多様性を踏まえた取組

3．インクルージョンの更なる推進

○ インクルージョンを更に推進するための協議の場の設置
○ 保育所・放課後児童クラブ等、一般施策との連携の促進
○ 分野横断的なインクルージョンの取組事例の把握・周知

4．制度の持続可能性等

○ 一般施策を含む地域の支援体制を踏まえた、一人ひとりの生活状況やニーズ等に応じた給付決定の在り方
○ 地域のニーズを踏まえた、意見申出制度の更なる活用促進による事業所指定の在り方
○ 事業者への運営指導・監査の強化
○ 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築等

■　こども施策全体の方向性を踏まえ、こども施策の一環として、障害児施策の今後の在り方を模索していく。